

令和 6 年第 12 回 笠間市農業委員会総会会議録

令和 6 年 12 月 25 日 開会
令和 6 年 12 月 25 日 閉会

笠間市農業委員会

令和 6 年笠間市農業委員会第 1 2 回定例総会

〔令和 6 年 1 2 月 2 5 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 非農地証明願について
日程第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 9 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
日程第 10 報告第 2 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第 11 報告第 3 号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第 12 報告第 4 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地等の権利移動届出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 非農地証明願について
日程第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 9 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
日程第 10 報告第 2 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第 11 報告第 3 号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

日程第12 報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出
について

出席委員

2番	高野尚夫君	11番	鶴田英樹君
3番	青木勝照君	12番	長谷川隆君
4番	石川馨君	13番	山口忠栄君
5番	伊藤孝洋君	14番	小沼祐君
6番	柳橋泰君	15番	込山祐一君
7番	入江保夫君	16番	大槇正義君
8番	長谷川愛子君	17番	佐藤清章君
9番	國谷博隆君	18番	田山悦子君
10番	菅井亘君	19番	永田良夫君

欠席委員

1番 塙博光君

出席説明員

農業委員会事務局長	福島猛君
農業委員会事務局長補佐	島田耕一君
農業委員会事務局主任	三次登君

午後1時30分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） それでは、今年最後の総会を始めたいと思います。令和6年第12回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、14番小沼祐委員並びに15番込山祐一委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の116について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（大槁正義君） 番号116について、報告します。

12月21日、調査委員2名、申請人にて調査をしてきました。申請人、申請理由、申請場所は、議案書のとおりです。

場所は、県道109号線のJA常陸笠間農機センターから北側に1キロメートルぐらい入ったキノコを生産している場所の近くでした。

申請理由は、譲渡人は、令和5年に相続により申請地を取得したが、遠方に住んでいて相続地の利用ができないので、隣接地を所有する譲受人に北側の宅地とともに買い受けてもらいたい。譲受人は、譲渡人の意向を受けて申請地と宅地を買い上げ、規模拡大したいとのことです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

北側、東側、南側は譲受人の宅地、西側は譲受人の畑となっており、周辺への影響は特にありません。取得後は、家庭菜園をするとのことです。

機械、労働力、技術とも問題ないと思いますので、承認をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の117から121について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

4番。

○4番（石川 馨君） 番号117から118につきまして、報告をいたします。

117番について、12月23日に調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人に対しては、現地にて電話で確認を行っております。申請人、申請地、目的につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、ホームセンターコメリ友部店より北に300メートル辺りのところであります。

申請理由につきましては、自家用野菜畑を得るため、非農地証明願、番号11との交換により取得するものであります。

農機具については、最低限のものでありますが、問題はないと見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、118番について報告をいたします。

同じく23日に、調査委員2名と代理人立会いの下、調査をしてまいりました。申請人、申請地、目的等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、宍戸にある清水寺というお寺の北側辺りです。

申請理由につきましては、横浜市の会社を退職後、城里町に移住し、その後、岩間地区に土地を求め、通いにて農業をしてきましたが、申請地が家付きで売りに出たため城里町の家を売り、この地を拠点として農作業をしたいということであります。

譲渡人は、父より相続はしたものの、農業をすることが難しいので希望者に売買することでありました。許可後、サツマイモ、里芋、栗等の栽培をするとのことであります。

農機具もあり、耕作を目的としており、関係書類もそろっておりますので、許可相当と思いますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号119から121について、報告いたします。

まず、番号119番について、調査の結果を御報告いたします。

12月23日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人、譲受人、譲渡人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道30号線、随分附交差点の信号の南東側にありました。

譲受人申請事由は、出入り困難な自作の田に隣接する申請地を取得することにより、耕作が便利になるとともに、規模拡大を図ることです。

譲渡人は、耕作するものがなく、耕作放棄地になってしまうので、隣接する耕作者に買ってもらおうことにしたとのことでした。

取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

また、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号120番について、調査の結果を御報告いたします。

12月23日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人、譲受人、譲渡人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、県道52号線、笠間市環境センター入口の信号を南へ約50メートル、北関東自動車道の南側の側道を200メートルほど行ったところにありました。

申請理由は、平成8年12月当時、譲渡人の父と譲受人の父が売買契約をして、代金を支払った上、所有権移転請求権の仮登記を済ませました。しかし、譲渡人が死亡してしまい、法所定の許可手続きができないまま、譲受人の父が土地の管理をしてきたが、その父も令和6年9月に死亡してしまいました。このたび相続登記を完了したので、この申請をするものです。

譲受人は、取得した申請地で栗を栽培するとのことでした。

そのほか関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号121番について調査結果を報告いたします。

12月23日、指名調査委員2名、譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。代理人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、茨城中央工業団地笠間地区のトンボ東京物流センターの東側角の道路を挟んだ反対側にありました。

譲受人申請理由は、規模拡大を図るため、譲渡人は、経営規模を縮小するとのことでした。取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

また、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の122について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

18番。

○18番（田山悦子君） 番号122につきまして、調査の結果を御報告いたします。

12月23日に、指名調査委員2名と推進委員、譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、県立中央病院前の通りを東へ進み、デンタルクリニック泉川のところの交差点を北へ600メートルほどの圃場整備された一角でございます。

譲受人の事由は、規模を拡大したいとしており、また、譲渡人の事由につきましては、高齢になったためということでございます。

取得後の利用計画につきましては、水稻を栽培するということで、耕作を目的とした売買となっております。

なお、譲受人につきましては、これまでも主たる作物は水稻であり、豊富な経験等を有

しており、許可要件を満たしていると判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の123、124について、議席番号6番、12番委員より調査報告願います。
12番。

○12番（長谷川 隆君） 番号123について、調査結果を報告します。

12月23日、指名調査委員2名、譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線、レストラングリーンファームから北に約500メートルのところ
です。

譲受人の申請理由は、経営規模拡大ということです。譲渡人の申請理由は、高齢により
耕作が困難なためということです。

耕作について、水稻栽培を行うということです。

農機具については、トラクター、草刈り機、その他、有しています。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議く
ださいようお願いいたします。

続いて、番号124について調査結果を報告します。

12月23日、指名調査委員2名、譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申
請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線、平沢ガソリンスタンドから西に約2キロメートルぐらいのところ
です。

譲受人の申請理由は、経営規模拡大ということです。譲渡人の申請理由は、要請により
譲り渡すということです。

耕作は、栗の栽培を行います。長年、転作で畑地化しているので、栗栽培も大丈夫だと思
います。

農機具については、トラクター、草刈り機、その他、保有しています。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議く
ださいようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の125について、議席番号14番、15番委員より調査報告願います。
14番。

○14番（小沼 祐君） 申請番号125について、調査結果を報告いたします。

12月21日9時より、指名調査委員2名と推進委員、譲受人、譲渡人立会いの上、現地調
査を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、県道石岡城里線俎倉交差点を西へ500メートル行き、左折し、道

なりに進み、200メートルの左側です。

譲受人の申請事由は、長年、借地を耕作していたが、譲渡人の要望により譲り受けることにしました。譲渡人の申請事由は、長年、貸付けしていましたが、後継者がなく耕作できないので譲り渡すことにしました。

専業農家でもあり、農業機械も一式そろえております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の116から125につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の19について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

14番。

○14番（小沼 祐君） 申請番号19につきまして、調査結果を報告いたします。

12月21日9時30分より、指名調査委員2名と代理人、申請人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、常磐自動車道岩間インター入口交差点の南側の左の角です。

申請人の事由は、本年1月に一時転用許可期限が終了したが、碎石を入れて整備されており、原状回復をせずにいたところ、企業からの駐車場、資材置場用の問合せがあったの

で、今後は貸駐車場及び資材置場等の用地にすることにしました。

隣接地は、東側、道路、西側、道路、南側、農地、北側、道路。取水、汚水、雑排水の計画はありません。雨水の排水は敷地内自然浸透処理です。隣接への日照、通風、耕作地への影響はないと見てまいりました。始末書も添付されております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の19につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の138について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号138について、調査結果を御報告いたします。

12月23日9時より、指名調査委員2名と双方の代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請地、申請内容については、議案書のとおりです。

申請地は、ホームセンターコメリ笠間店より約200メートルぐらい西のほうに進んだ、右側の住宅地の一角にあります。東側が雑種地、南側が道路、西側、宅地、北側、宅地の申請地です。

譲受人の理由としては、不動産業を営んでおり、建売住宅地として適しているために申請をしたということです。また、譲渡人については、相手の要望に応えるとのこと。

そのほか、取水は公共水道、雑排水については公共下水道、付近の農地の影響については、周りが全部住宅地なので問題はないと思います。雨水は敷地内の自然浸透。近隣に対する日照、通風、騒音については問題ないと考えてまいりました。

権利関係については、売買ということでございます。

以上のことから許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の139から144について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅井 亘君） 番号の139から142まで御説明いたします。

まず、この4件については、設置場所が国道50号線滝川交差点から4キロメートルほど北、県道真端水戸線の道路沿いにあります。北側には鹿島神社があり、お互いに隣接しております。

最初に、番号の139について調査結果を報告いたします。

12月23日、調査委員2名と代理人立会い、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請内容は、議案書に記載のとおりでございます。

権利移転の内容は、太陽光発電の設置売買による所有権移転でございます。

譲渡人は、近隣の既に工事を行った地主からの紹介で、会社のほうに要請しまして、譲受人は、所有者からの依頼で受注しました。隣接地は、北側が道路で、南側、畑、東側、道路、西側が畑等になっております。

取水はございません。

管理計画についても、関係書類に完備されており、許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。

続きまして、140について調査結果を報告いたします。

12月23日、調査委員2名と代理人、もう一人、工事設計の代理人が立会い、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請内容は、議案書に記載のとおりでございます。

譲渡人は、ソーラーシステムの会社から依頼を受け、応じたということであります。これについても、近隣の地主からの紹介で、譲受人は、地権者からの要請で、売買による所有権移転でございます。

申請地は、県道を右折しまして、桜川と市道の間にございます。隣接地は、南側が道路、北側、畑、西側が畑、東側、畑です。

敷地内の雨水は自然浸透で、取水はございません。

そのほか特に問題ございませんので、よろしく審議のほどお願いいたします。

続きまして、141番について調査結果を報告いたします。

12月の23日に、調査委員2名と申請の代理人立会い、現地調査を行いました。申請人、

申請地、申請内容は、この議案に記載のとおりでございます。

譲渡人は、先ほど申し上げておりますが、隣接地主からの紹介で、譲受人は、地主からの要請、相談を受け、受注を承諾したということでございます。

申請地は、県道を左折しまして、北へ50メートル先の休耕地でございます。

敷地内は、取水はございません。雨水は自然浸透です。隣接地は、北側が畑、南側、畑、西側が畑、東側、道路です。

なお、この用地は、境界等は正確に杭を打ってございました。

取得後は、除草等を定期的 to 実施して、隣接に問題が生じないようにしていくということでございます。

許可相当と判断いたしますので、よろしく審議、お願いいたします。

続きまして、142について調査結果を報告いたします。

指名調査委員2名と代理人立会い、現地を調査いたしました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請内容は、売買による所有権移転でございます。

譲渡人は、ソーラーシステム会社へ依頼し、譲受人は、地権者からの要請で受注をしております。

申請地は、県道から150メートルほど北側になります。すぐ上に鹿島神社がございます。隣接地は、北側が民家、西側が畑、東側、農道、南側、畑です。ここも、杭等を境に表示されておりました。

雨水は敷地内浸透でございます。取水はございません。

なお、取得後は、隣接の農地等の支障のないように実施していきます。除草を定期的 to 実施し、さらに防水シート等により、問題が生じないようにしていく話でございます。

許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどをお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 2 番。

○2 番（高野尚夫君） 番号143、144について、調査の結果を報告いたします。

番号143番。12月23日、午前9時50分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線石井交差点より、県道1号線を片庭方面に2キロメートルほど行ったところに金剛寺がありますが、それより南で300メートルの高台にありました。

権利内容は、売買による所有権の移転です。

譲受人の申請事由は、現地は平地で道路に隣接しているため。譲渡人は、農業を継ぐ者がいないため、土地の有効活用をするということです。

隣接状況は、東側が休耕地、南側、道路、西側、北側は山林です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議いただきま

すようお願いいたします。

続いて、番号144について調査の結果を報告いたします。

12月23日、午前10時15分より、指名調査委員2名と代理人、譲渡人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道1号線、片庭の信号機を城里方面に2キロメートルほど行った右側にありました。

権利内容は、売買による所有権の移転です。

譲受人の申請事由は、太陽光発電施設の業務拡大のため。譲渡人は、休耕地であるため、要望に応えるということです。

隣接状況は、東側、南側が道路、西側は水路、北側は休耕地です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の145、146について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○16番（大橋正義君） 番号145について報告します。

12月21日、調査委員2名と申請代理人立会いの下、調査をしてきました。申請人、申請場所、申請理由は、議案書のとおりです。

場所は、県道109号線、北関東自動車道の下をくぐって友部方面に1キロメートルぐらい行ったところを右に曲がって、山に向かって約1キロメートルぐらい行った農地でした。

申請理由は、譲受人は、再生エネルギー普及のため土地の確保をしたい。譲渡人は、土地を管理できないため手放したいという、譲渡人との意向が合致したため、太陽光発電システムを設置するとのことでした。

権利関係は、売買による所有権移転です。

調査地や周辺地は耕作放棄地で木が生えていたのですが、測量境界を確定するため伐採されていました。

隣接地は、北側が譲渡人の宅地、東側は道路、西側も道路、南側は譲渡人の畑でした。

太陽光発電施設のため、汚水はありません。雨水は敷地内浸透です。

周辺地は、譲渡人の所有地であり、確約書などの申請書類もそろっていて、許可相当と判断します。

○議長（永田良夫君） 7番。

○7番（入江保夫君） 申請番号146について、御報告いたします。

12月21日、指名調査委員全員と推進委員及び申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。申請場所、譲受人、譲渡人等は、議案書のとおりです。

申請場所は、笠間新道、稲田小学校から笠間方面に進み、大古山交差点の手前の右側のところ です。

申請理由は、譲受人は太陽光発電施設の建設を計画しており、譲渡人は、譲受人の要望に 応じるとのことです。

権利内容は、売買による所有権移転です。

現況は休耕地になっており、今後も耕作の予定はなく、隣接状況は、北側が雑種地、東側が宅地、道路、南側が畑、道路、西側が水路となっております。取水計画もなく、排水計画は、汚水雑排水はなく、雨水は敷地内処理となっております。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されます。御審議をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の147、148について、議席番号17番、18番委員より調査報告願います。

17番。

○17番（佐藤清章君） 調査番号147、148について、調査の結果を報告いたします。

まず、調査番号147について調査の結果を報告いたします。

12月23日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道平友部停車場線の平町大沢にある、ファッションセンターしまむら友部店のところのY字路交差点信号の西側水田です。

賃借人の賃借理由は、友部中央土地改良区の支線道路工事に使用する資材置場及び仮設事務所の敷地として、工事現場に近い近接する申請地を賃借したいとしております。賃貸人は、賃借人の要請に応じるとしております。

なお、この工事による賃貸借の期間は、令和6年11月1日から令和7年3月31日までとしております。

なお、この件につきまして、一時転用の許可が必要と知らず、申請が遅れてしまい、始末書が提出されています。

隣接状況は、東側、西側を市道、南側、北側を水路に囲まれており、隣接地への影響はありません。取水計画、排水計画は資材置場のためありません。雨水については、敷地内浸透処理です。

このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号148について調査の結果を報告いたします。

同じく12月23日に、指名調査委員2名と代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町にある友部自動車学校北側の道路を挟んだ向かい側です。

譲受人の申請理由は、弊社は以前よりホテル事業を営んでおり、今回、事業拡大のため、道路交通及び産業商業等、アクセスが良好な土地にビジネスホテルを展開することにしたとしております。譲渡人は、譲受人の事業に賛同したためとしております。

権利関係は賃貸借で、期間は令和7年3月1日から30年間となっています。

このホテルは、コンテナ型トレーラーハウスを敷地内に数十台並べて客室とし、営業する形のものとなっています。

隣接地への影響は、隣接境界に土留めを設置して、隣接農地に雨水の流出がないようにするとしています。隣接の状況は、東側が市道、西側が宅地と畑、南側が畑で、現況は駐車場、北側が譲渡人の畑となっており、隣接地への日照、通風等の影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、汚水雑排水は公共下水道、雨水は透水性アスファルト舗装で、浸透側溝を設置し浸透処理。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の149、150について、議席番号4番、11番委員より調査報告願います。

11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号149番、150番について、関連がありますので一括にて御報告いたします。

12月23日、指名調査委員2名、代理人、譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、149番が、県道52号線仁古田交差点を西へ、常磐自動車の陸橋を越え30メートル、南へ20メートルほど行ったところです。150番は、その手前の長兎路構造改善センターを北へ50メートル、東へ30メートルほど行った辺りにありました。

譲受人申請理由は、149番、150番とも、クリーンエネルギー創出のため、日照条件がよく、安定的な発電可能で、適当な広さの太陽光発電施設用地を探していたところ、譲渡人と合意に至ったため。譲渡人申請理由は、149番、150番とも譲ってほしいとの申入れがあり、快く譲渡するとのことでした。

権利関係は、所有権移転です。

隣接地の状況は、149番が東側、畑、西側、太陽光発電施設、南側、水路、道路、北側、道路です。150番は、東側、山林、西側、道路、南側、山林、北側、道路です。太陽光発電施設のため、取水、汚水、雑排水はありません。雨水は自然浸透処理です。

また、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の151から155について、議席番号6番、12番委員より調査報告願います。

6 番。

○6 番（柳橋 泰君） 番号の151から155につきまして、御説明いたします。

まず、番号151につきまして調査の結果を説明いたします。

12月23日、調査委員2名により、現地を調査してきました。代理人については、電話にて確認しました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、国道355号線バイパスのコンビニミニストップのある交差点を県立こころの医療センター方面へ400メートル進み、右側に350メートル入ったところの右側の土地です。

譲受人の申請事由は、クリーンエネルギー創出のため、日照条件がよく、拠点周辺で安定的な発電が可能で、適当な広さの太陽光発電事業用地を探していたところ、譲渡人との合意に至ったため、農地転用の運びとなったというものです。譲渡人の申請事由は、要請により譲渡するというものです。

北側は道路、南側は雑種地、東側と西側は栗畑です。雨水は、敷地内自然浸透です。資金計画は、自己資金によるものです。日照、通風と周囲への影響は問題ないものと見てまいりました。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号152につきまして調査の結果を説明いたします。

12月23日、調査委員2名により、現地を調査してきました。代理人については、電話にて確認しました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、J R 岩間駅北側の県道水戸岩間線の踏切から東に300メートルほど進み、交差点を左側に250メートルほど入った左側の土地です。周辺は宅地の介在するところではあります。

譲受人の申請事由は、現在アパートに居住中で、子供が生まれ手狭となり、平屋の住宅を建てたいというものです。譲渡人の申請事由は、申請地は相続にて取得した土地で、草刈り等の維持管理も大変でできないことから、早期に資産を整理したいというものです。

取水は市の上水道、汚水雑排水は市の下水道を利用する計画です。雨水は浸透枳にて敷地内浸透処理する計画です。資金計画は、借入金によるものです。東側は道路、西側は休耕地、南側、宅地、北側、休耕地で、日照、通風等、周囲への影響はないものと見てまいりました。

なお、現在、申請地は土地分筆依頼中とのことです。

そのほか関係書類につきましても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号153と154なのですが、申請者が異なりますが、隣接地で同じ太陽光発電施設が目的でありますので、一緒に説明いたします。

12月23日、調査委員2名により、両申請地共通の代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、県道水戸岩間線の日吉町東交差点から北側に70メートルほど入ったところの土地です。

譲受人の申請事由は、太陽光発電施設用地を探していたところ、譲渡人との合意に至ったため申請するというものです。譲渡人の申請事由は、要請により譲渡するというものです。

周辺についてですが、東側は道路及び畑、西側は雑種地、北側は畑、南側は畑と宅地で、日照、通風と周辺への影響はないものと見てまいりました。資金計画は、自己資金によるものです。定期的に草刈りを行い、周囲には柵を設置する計画です。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号155について調査の結果を説明いたします。

12月23日、調査委員2名により現地を調査してきました。代理人については、電話にて確認しました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、岩間中学校の近くで、県道水戸岩間線の南側に面した土地です。

譲受人の申請事由は、太陽光発電事業により申請地を譲り受けし、自家消費事業を行いたく申請に至ったというものです。譲渡人の申請事由は、要請により譲渡するというものです。

東側は畑、西側は道路、南側と北側、道路で、日照、通風と周辺への影響は問題ないものと見てまいりました。資金計画は、自己資金によるものです。雨水は、敷地内自然浸透です。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の156について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

14番。

○14番（小沼 祐君） 申請番号156について、調査結果を報告いたします。

12月21日10時より、指名調査委員2名と代理人2名、譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道355号線バイパス、土師交差点を南へ900メートル行った右側です。

譲受人の事由は、弊社が取り組んでいる事業の一つであります地球環境の保全への貢献、環境負荷への低減、安心安全、快適性の向上及び持続可能性の確保に向けた太陽光発電事

業を行うため場所を探していたところです。譲渡人事由は、栗の栽培を始めましたが、土壌が合わなく、苗木が枯れてしまい収穫ができないため、譲ることにしました。

隣接状況は、東側、道路、西側、水路、南側、畑、北側、山林です。取水、汚水、雑排水はなし。雨水排水は、調整池を設置して対応します。隣接への日照、通風関係、耕作への影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の147につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の152、153、154及び155につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の9について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号9について、調査結果を報告いたします。

去る12月23日、午前9時30分より、調査委員2名と現地を見てまいりました。申請地、申請内容については、議案書のとおりです。

現地は、笠間の芸術の森公園、東門入口より笠間市内に向かいまして300メートルくらいの右側の山林の中で、現地は荒れ果てて入ることのできないような状態で、遠方より現地を確認してきました。まさに山林であり、非農地であるということを見てまいりましたので御報告いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。
7番。

○7番（入江保夫君） 番号10について、御報告いたします。

12月21日、指名調査委員全員と申請人立会いの下、現地確認を行いました。土地の表示、地目、面積、願出人等は、議案書のとおりです。

場所は、県営笠間市営アパートの北西側にありました。現況は、竹や立木が生えており、山林のていを成しています。申請人の話では、50年以上前より山林状態になっているとのこと。このような状況に鑑みて、畑としての機能が作物もできず、非農地というふうな判断をしてまいりました。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の11、12について、議席番号4番、11番委員より調査報告願います。
4番。

○4番（石川 馨君） 番号11番につきまして、報告をいたします。

この申請地は、3条の117番に關係する案件であります。

住宅の一部として、庭木の植え込みや敷石などがあり、住宅の一部として使用されており、農地でないことを確認してまいりました。報告をいたします。

次に、12番を報告いたします。

この案件も、3条118番に關係するものであります。

住宅に接続しており、裏の畑の道路及び駐車場として利用されており、農地ではないことを確認してまいりましたので報告をいたします。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の13について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。
12番。

○12番（長谷川 隆君） 番号13について、報告します。

12月23日、指名調査委員2名と現地を調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線、平沢ガソリンスタンドから西に1.5キロメートル、北に約1キロメートルのところではす。

現地は山林で、非農地であることを確認しました。農地でないことを確認したので、御

審議くだされますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。

議案書につきましては、14ページから29ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が30件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が5件、賃貸借権の設定が25件となります。合計56筆、12万840.15平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書14ページから29ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が3件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第5号の番号91について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後 2 時 3 2 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第 5 号の番号91について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 5 号の番号91は原案どおり決定されました。

それでは、4 番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 3 3 分休憩

午後 2 時 3 3 分再開

○議長（永田良夫君） 会議を再開いたします。

次に、議案第 5 号の番号94、95について審議いたします。

審議が終了するまでの間、17番佐藤清章委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 3 3 分休憩

午後 2 時 3 3 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第 5 号の番号94、95について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 5 号の番号94、95は原案どおり決定されました。

それでは、17番佐藤清章委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 3 4 分休憩

午後 2 時 3 4 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く27件について審議いたします。
お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く27件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く27件について、原案どおり決定されました。

それでは、休憩を取りたいと思います。45分、再開いたします。

午後2時35分休憩

午後2時45分再開

○議長（永田良夫君） 会議を再開いたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、30ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が3件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が3件となります。合計3筆6,390平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書30ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号（機構・受け手間契約）は原案どおり決定されました。

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、31ページから34ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が11件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が9件となります。合計19筆、3万1,638平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書31ページから34ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号（一括契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号（一括契約）の番号83について審議いたします。

審議が終了するまでの間、16番大橋正義委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時50分休憩

午後 2 時 5 0 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第 6 号（一括契約）の番号83について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 6 号（一括契約）の番号83は、原案どおり決定されました。

それでは、16番大橋正義委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 5 1 分休憩

午後 2 時 5 1 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第 6 号（一括契約）の番号85について審議いたします。

審議が終了するまでの間、7番入江保夫委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 5 2 分休憩

午後 2 時 5 2 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第 6 号（一括契約）の番号85について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 6 号（一括契約）の番号85は、原案どおり決定されました。

それでは、7番入江保夫委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 5 3 分休憩

午後 2 時 5 3 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第 6 号（一括契約）の 2 件を除く 9 件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第 6 号（一括契約）の 2 件を除く 9 件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第 6 号（一括契約）の 2 件を除く 9 件について、原案どおり決定されました。

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第 9、報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。

議案書につきましては、35 ページから 41 ページになります。

番号 137 は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため合意を解約するものです。

番号 138 は、耕作者が見つからないため合意を解約するものです。

36 ページになります。

番号 139 は、用地買収による分筆のため合意を解約するものです。

番号 140 は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため合意を解約するものです。

37 ページになります。

番号 141 は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため合意を解約するものです。

番号 142 は、耕作者が見つからないため合意を解約するものです。

38 ページになります。

番号 143 は、売買のため合意を解約するものです。

番号 144 は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため合意を解約するものです。

39 ページになります。

番号 145 は、売買のため合意を解約するものです。

番号 146 は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため合意を解約するものです。

40ページになります。

番号147は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため合意を解約するものです。

番号148は、売買のため合意を解約するものです。

41ページになります。

番号149は、規模縮小のため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について報告いたします。

議案書につきましては42ページになります。

番号8は、水戸地方法務局から令和6年11月11日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和6年11月28日木曜、午後4時20分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、石井地区にあるヤマト運輸株式会社笠間石井営業所の細い道路を入り、約100メートル先を右折し、50メートル進んだ右側にありました。

現地の状況ですが、平成6年1月に農地法第5条の許可を受けており、宅地となっている土地であったことから、水戸地方法務局へは11月29日付で非農地と報告いたしました。

続きまして、番号9は、水戸地方法務局から令和6年11月28日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和6年12月6日金曜、午後4時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、笠間市内の石本病院の東側100メートルくらいの休耕地の水田の一角です。道路を挟み、北側と南側のところにありました。

現地の状況ですが、令和6年10月に農地法第5条の許可を受けており、太陽光発電施設となっている土地であったことから、水戸地方法務局へは12月9日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の19について、議席番号2番、10番委員より調査報告をお願いします。

10番。

○10番（菅井 亘君） 農地改良19番の調査について、御説明いたします。

場所は、国道50号線才木交差点から北に3.5キロメートルほど入った県道笠間日立線の道路沿いでございます。

この農地改良の場所は、令和6年7月に3条によって所有権を取得した田んぼでございます。今回、この田んぼを田畑転換するものです。田んぼといっても畑に近いような湿田で休耕状態になっており、耕作が田んぼでは難しい場所でございます。以前、旧道の中には水田でやっていたが、新道ができてからの用水と排水がうまくいかないような土地でございます。

埋立ての工事は、市のほうで大淵地内から残土を埋立てにするという予定のようでございます。埋立て終了後、野菜等を作付して行っていくという意向でございます。調査については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

番号の2について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について御説明いたします。

所在、内容につきましては、議案書に記載のとおりであります。

今回、農地中間管理事業の特例事業の用に資するため届出が出されております。

今後、所有者、それから買受人により、農地法3条の申請が出されることとなります。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で、提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第12回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時03分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

14番 委 員

15番 委 員